

医療確保プロジェクト

X

大崎町では地域の医療体制を確保するため、町内で医療活動を行おうとする医師・医療法人等を支援します！



プロジェクトの概要は・・・

①開業医支援事業補助金…最大2億円

町内に診療所等を新規に開業又は既存診療所を承継して開設する方に対し、開設に必要な経費や運営費を支援

(土地・建物・医療機器等の取得費や賃借料、固定資産税相当費、運営費など)

②サテライト診療所設置運営等支援事業補助金…最大2億円

町内にサテライト・分院により診療所を開設する医療法人等に対し、開設に必要な経費や運営費を支援

(土地・建物・医療機器等の取得費や賃借料、固定資産税相当費、運営費など)

第2弾

内科を掲げる診療所

(医師の専門科は問いません)



結いのまち
鹿児島県 大崎町

【問合せ先】

鹿児島県 大崎町役場 保健福祉課 健康増進係

TEL 099-476-1111 (内線134)

大崎町医療確保プロジェクトのご案内

助成までのステップ

応募期間は別途
ご案内します

- ① まずはご相談ください。助成内容・応募期間の説明、町を案内します。
- ② 応募期間内に「事前申込書」を提出してください。
※複数の応募がある場合、適正数を確保するため、一部情報共有いたします。
- ③ 町との面談等により事前申請に向けた予定者を決定します。
- ④ 開業するための準備をしましょう。医療コンサルタントなどに相談

以降は、完成・診療開始まで、伴走型相談で支援します。

対象者の要件

※「方」は「方、又は医療法人等」に読み替えて適用

- ① 地域医療に関心を持ち、積極的に医療活動を行おうとする方
- ② 診療所を継続して10年以上開業する見込みのある方
- ③ 公益社団法人曾於医師会に加入、又は良好な関係を築くことができる方
- ④ 健診や学校医など、町が行う事業に協力できる方
- ⑤ 町が指定する診療科名を掲げる医療を行う方



補助金の内容

区分		開業医支援事業補助金	サテライト・分院
上限額		2億円	2億円
対象者		医師（開業医）	これまでに医療実績のある医療法人等
補助対象経費	土地・建物等取得費 医療機器購入費	補助対象経費の2/3以内 ただし、建築・改修工事を町内の建設事業者が施工する場合、100万円を加算	
	土地・建物等賃借料	50万円/月を上限に開設から5か年以内	
	固定資産税	100万円/年を上限に固定資産税額を補助。開設から5か年以内	
	開業運営費	補助対象経費の3/4以内 開業前の準備経費及び開業1年後までに要する運営費として町が認める費用（医師や看護師、事務職員等の人件費や研修費。システム等の導入にかかる経費など）	

【問合せ先】

大崎町役場 保健福祉課 健康増進係 〒899-7305 鹿児島県曾於郡大崎町假宿1029番地

☎ 099-476-1111（内線134・135）FAX 099-476-3979

e-mail:hokensido@town.kagoshima-osaki.lg.jp

